

議 第 2 0 号 議 案

富士見市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を改正する条例を制定したいので、別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年12月14日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 八 子 朋 弘

賛成者 同 関 野 兼太郎

賛成者 同 津 波 信 子

賛成者 同 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

議会が行う意見交換の機会の追加及び地方自治法第96条第2項の議決事件の変更並びに情報通信技術の積極的活用を追加する理由から、富士見市議会基本条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出します。

富士見市議会基本条例の一部を改正する条例

富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条・第7条」を「第6条」に、「第8条—第10条」を「第7条—第9条」に、「第11条」を「第10条」に、「第12条」を「第11条」に、「第13条—第17条」を「第12条—第17条」に改める。

第2条中「在住、在勤又は」を「在住し、在勤し、又は」に改める。

第3条第5号中「わかりやすい」を「分かりやすい」に改める。

第6条第2項中「その」を「、その」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を年1回以上設けるものとする。

第7条を削る。

第8条の見出し中「市長等執行機関」を「市長等」に改め、同条中「市長等執行機関及びその補助職員（）」を「市長等の執行機関（その補助職員を含む。）」に改め、同条第1号中「本会議」を「本会議又は委員会」に改め、同条第2号中「対し」を「対して」に改め、第4章中同条を第7条とする。

第9条第2号中「の同一又は類似する」を「に同一又は類似の」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1号中「富士見市」を「市」に改め、同条第4号を削り、同条を第9条とする。

第5章中第11条を第10条とする。

第6章中第12条を第11条とする。

第7章中第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「わかりやすく」を「分かりやすく」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（情報通信技術の積極的活用）

第16条 議会は、タブレット端末等の情報機器の利用その他の情報通信技術の積極的な活用の推進により、議会及び議員の活動に資するものとする。

第19条第2項及び第20条第2項中「基準等明確な」を「基準等の明確な」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。